

那須塩原市地域防災計画の改訂について

1 改訂の趣旨

那須塩原市地域防災計画は、平成29年度に改訂したものが現行計画となっている。前回の計画改訂以後、国においては、水防法、土砂災害防止法等の改正が行われ、防災基本計画が修正された。また、県においては、国の法改正や計画の修正を受け、併せて災害に強いとちぎづくり条例の理念を反映し、近年の各種災害における教訓を取り入れるため、令和元年5月に栃木県地域防災計画の修正を行った。

本市においても、これらの法改正や上位計画の修正を反映した那須塩原市地域防災計画の改訂を行い、市の防災体制の整備を図るものである。

2 主な修正事項

(1) 防災基本計画の改正を踏まえた対策

① 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿については、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めることとされた。

【新規追加】風水 P12、震災 P12

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

市（保健福祉部・各支所）は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- ・地域における避難行動要支援者に対する安全性の確保【風水害第1章第4節第2、震災第1章第4節第2】

② 避難所管理・運営体制の整備

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとされた。

【新規追加】風水 P43、震災 P31

4 指定管理者等との役割分担の明確化

市（総務部・保健福祉部・教育委員会事務局教育部）は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

- ・避難所管理・運営体制の整備【風水害第1章第13節第4、震災第1章第11節第4】

避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めることとされた。

【新規追加】風水 P43、震災 P31

5 専門家等との情報交換

市（保健福祉部）及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

- ・避難所管理・運営体制の整備【風水害第1章第13節第4、震災第1章第11節第4】

(2) 水害・土砂災害における要配慮者利用施設への対策

① 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報提供等

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画作成を支援することとされた。

【一部修正】風水 P13、震災 P13

1 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報提供等

市（総務部・建設部・保健福祉部・各支所）は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）について、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路等の周知を行い、警戒避難体制を確立するなど防災体制の整備促進に努める。

県（保健福祉部・教育委員会事務局・その他部局）及び市（総務部・建設部・保健福祉部・各支所）は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

・要配慮者利用施設等における安全性の確保【風水害第1章第4節第3、震災第1章第4節第3】

② 防災教育・訓練の充実

避難教育及び避難訓練の実施について、非常災害対策計画及び避難確保計画に基づくこととされた。

【一部修正】風水 P13、震災 P13

市（保健福祉部・各支所）は、要配慮者利用施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を推進するよう指導する。

・防災教育・訓練の充実【風水害第1章第4節第3、震災第1章第4節第3】

(3) 水害・土砂災害における5段階の警戒レベル運用を踏まえた対策

① 防災知識の普及啓発推進

【一部修正】風水 P2

市（総務部）及び消防本部等（消防本部、消防署及び消防分署をいう。以下同じ。）は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

また、県と連携し、家庭で普段からできる防災対策について、市民へ周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて市民がとるべき行動について周知を図る。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断す

る場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市（総務部）は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

- ・市民に対する防災意識の高揚【風水害第1章第1節第1】

② 避難対策

【全部修正】風水 P84～、(震災 P66～)

第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報

1 実施体制

避難勧告等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区分	実施者 (根拠法令等)	措置	実施の基準
避難準備 ・高齢者 等避難開始	市 町 長 〔災害対策基本法 第56条第1項〕	一般住民の避難準備 ・避難に時間がかかる 要配慮者等の立ち 退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難の 勧告	市 町 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
避難の 指示等	市 町 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警 察 官 〔災害対策基本法 第61条第1項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市町長が立ち退きを指示することができないとき又は市町長から要求があったとき
	警 察 官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
自 衛 官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる	

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令

市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、以下の避難情報を発令する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

市長は、避難勧告等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

イ 避難勧告

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を勧告する。近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も含む。

ウ 避難指示（緊急）

急を要すると認めるときに、避難のための立退きを指示する。必ず発令するものではなく、地域の実情に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合などに発令し、災害が発生するおそれが極めて高い状況等であることを踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急の避難を指示する。

エ 災害発生情報

災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で、命を守るための最善の行動を指示する。

〈資料編 2-46 避難勧告等の判断・伝達マニュアル〉

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の内容

市町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行

動が分かるように伝達する。(警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載)

住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める。)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(避難に備え自らの避難行動を確認する。)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難勧告
	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 実施体制

警戒区域の設定は各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

	実 施 者 (根拠法令等)	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 町 長 〔 災害対策基本法 〕 〔 第63条第1項 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 〔 水 防 法 〕 〔 第21条第1項 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員 〔 消 防 法 〕 〔 第28条第1項、 第36条8項 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
(4)	警 察 官 〔 災害対策基本法 〕 〔 第63条第2項 他 〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規	立ち入りの制限、禁	(1)、(4)の実施者がその場にい

定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (災害対策基本法 第 63 条第 3 項)	止、退去命令	い場合に限り、自衛官は災害対策基本法第 6 3 条第 1 項の措置をとる
--	--------	--------------------------------------

(3) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

(4) 栃木県地域防災計画との整合性確保のための修正

① 洪水浸水想定区域における対策

- ・ 浸水想定区域を洪水浸水想定区域に修正
- ・ 要配慮者利用施設を明記

【一部修正】風水 P28

第 3 洪水浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、洪水予報を実施する指定河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市に通知する。

2 市が実施する対策

市（総務部）は、洪水浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるとともに、印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

ア 洪水予報の伝達方法

イ 避難場所

ウ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

エ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

オ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

- ・ 洪水浸水想定区域における対策【風水害第 1 章第 8 節第 3】

② 避難実施・誘導體制の整備

国の避難勧告等に関するガイドラインに基づき、避難勧告、避難指示を行う場合の基準を設定するよう修正

【一部修正】風水 P41

1 避難基準の設定

市（総務部・各支所）は、土砂災害警戒区域や、指定河川等について、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告、避難指示等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報に加え、国の避難勧告等に関するガイドラインに示されているとおり、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討して設定するとともに、対象区域ごとに当該区域内の世帯数、居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など、避難勧告等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

・避難実施・誘導體制の整備【風水害第1章第13節第3】

③ 避難所の開設

避難所が不足する場合には、指定避難所や協定に基づく受入れ先以外にも、避難所として受け入れを求めていくこととされた。

【一部修正】風水 P88、震災 P70

(2) 市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部・各支所）は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じて安全が確保できる避難所を選定し、速やかな開設に努める。避難行動要支援者については、必要に応じて介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(5) 字句・用語の整理等

(6) 資料編の改訂

必要に応じて、資料の更新、追加、削除を行う。